

野々市市移動支援事業ガイドライン

令和7年4月

1. 事業の目的・内容

屋外での移動に困難がある障害者及び障害児の自立と社会参加の促進を目的とし、外出のために必要な支援を行います。

2. 対象者

- ①身体障害者手帳を所持し、視覚障害者（※1）または体幹あるいは両上下肢の障害1級に相当する障害がある者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④医師により発達に障害があると診断された者（診断書が必要です）
- ⑤難病等の者（診断書が必要です）

※1 視覚障害者の個別支援は平成23年10月より同行援護として移行しているため、グループ支援型の利用のみとなります。

※ただし、65歳以上の利用については、利用の必要性を勘案したうえで市が個別に判断を行います。

3. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

移動支援に係る「身体介護を伴う・伴わない」の認定については、障害支援区分の認定は不要とし、下記の判断基準に基づいて認定を行います。

○認定調査項目①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている方

- ①1-4「移乗」：「見守り等」、「部分的支援」、「全面的支援」
- ②1-8「歩行」：「全面的支援」
- ③1-9「移動」：「見守り等」、「部分的支援」、「全面的支援」
- ④2-4「排尿」：「部分的支援」、「全面的支援」
- ⑤2-5「排便」：「部分的支援」、「全面的支援」

※「通院等介助(身体介護を伴う・伴わない)」における判断基準を準用します。

※各項目の判断については、認定調査員マニュアル（厚生労働省）を用います。

4. 支援の種類

「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類あります。

①個別支援型

個別支援が必要な者に対するマンツーマンの支援です。

②グループ支援型

複数の障害者等への同時支援、例えば、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数同時参加の際の支援です。ただし、ヘルパー1人に対し、利用者3人までとし、それ以上の人数になる時にはヘルパーの数を増員することとします。

5. 対象となる外出

①支援の内容

「社会生活上必要不可欠な外出」または「余暇活動等社会参加のための外出」(表1)で、1日の範囲内で用務を終えるものが対象です。社会通念上、外出目的として認められないもの(表2)は除きます。移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限ります。

②支援の範囲

出発地から目的地までの移動及び目的地での移動が対象となります。移動方法は、原則として徒歩または公共交通機関(バス・電車・タクシー等)を利用するものです。なお事業所所有の車で移動する場合、車の運転中はヘルパーが介助を行うことができないため、報酬算定の対象にはなりません。活動記録簿の備考欄に運転時間を記載してください。

【移動支援の対象と考えられる支援】

- 外出の準備に伴う支援(健康状態の確認、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- 移動に伴う支援(車への乗降、公共交通機関の利用補助等)
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- 外出先での必要な支援(排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケット購入の支援等)
- 外出から帰宅した直後の支援(更衣介助、荷物整理等)

移動支援事業の対象となる外出

(表1)

●社会生活上必要不可欠な外出

①公的な機関（官公庁や金融機関）における諸手続き

行政機関（市役所、警察署、裁判所、銀行等）における手続き、相談等

②今後の生活において必要な手続きで、継続性のないもの（月数回程度を想定）

学校や施設の見学、会社説明会等

③本人同伴による買い物

※障害福祉サービスの「居宅介護」でヘルパーが行える買い物は対象外。

④冠婚葬祭への出席、お見舞い等

※障害児の場合は、保護者が付き添うことが通常と考えられるため対象外。

●余暇活動等社会参加のための外出

①文化施設、観光施設の利用

レクリエーション、映画鑑賞、観劇等

②体育施設等の利用

体育館、プール等

③理美容院、外食施設の利用

※対象となる外出であっても、支援を行っていない時間（送迎車の運転時間やヘルパーが食事を取っている時間など）については報酬算定の対象外となります。

※障害児のサービス利用については、単独での外出が一般的な範囲かどうかで判断します。

移動支援事業の対象とならない外出

(表2)

●経済活動に係る外出

外出先で収入を得る活動（通勤・講師謝礼等）は対象外とします。

●通年かつ長期にわたる外出

通勤・通学・通所・学童保育の送迎は対象外とします。医療機関への定期的な受診については、障害福祉サービスにおける「通院等介助」「通院等乗降介助」での対応となります。

●宗教活動

布教活動や勧誘は対象外とします。地域のお祭りへの参加や、初詣・お宮参り・法事等は一般的に行われるものとして認められます。

●政治活動

政治活動は対象外とします。ただし、投票の参考にするための演説会の参加や投票所への移動は認められます。投票所内では、投票管理者の指示に従ってください。

●公序良俗に反することを目的とする場所

ギャンブル等を目的とした公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外とします。

6. 利用料金

利用料金については、「通院等介助」の身体介護を伴う場合と伴わない場合の単価を準用し算定するものとします。年度途中に障害福祉サービスの料金改定があった場合でも、年度末までは、年度当初に設定した金額で算定します。1ヶ月の支給決定時間を超えない範囲内での利用となり、支給決定時間を超えた利用は、全額利用者負担となります。

○個別支援型

支援実績	20分以上49分以内	50分以上1時間19分以内	1時間20分以上1時間49分以内	1時間50分以上2時間19分以内	2時間20分以上2時間49分以内	2時間50分以上3時間19分以内	以後30分増すごとに	時間外算定額
請求単位	0.5	1	1.5	2	2.5	3	以降+0.5	早朝、夜間 6:00～8:00 1.25倍 深夜 22:00～翌6:00 1.5倍
身体介護を伴う	2,560	4,040	5,870	6,690	7,540	8,370	830	
身体介護を伴わない	1,060	1,970	2,750				690	

※30分を最小単位とし、20分以上の支援実績があった場合に算定できます。

※費用を算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てます。

○グループ支援型

サービス類型	算定額
ヘルパー1：利用者2または3	個別支援型で算定した金額の0.7倍

※費用を算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てます。

※グループ支援型で算定できるのは、ヘルパー1人に対し、利用者3人までとします。

★早朝、夜間、深夜の取り扱いについて

原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準によって算定します。ただし、最初の 30 分については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定とします。また、以降 30 分単位の中で時間帯がまたがる場合も、開始時刻が属する時間帯により算定します。いずれの場合も、当該 30 分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が 15 分未満である場合には、当該 30 分のうちより多くの時間帯が属する算定基準により算定することになります。

《算定方法の例》

利用時間 30 分

日中 20 分

夜間 10 分

⇒ 日中 30 分以内

17 : 40

18 : 00

18 : 10

2,550 円

利用時間 1 時間

日中 20 分

夜間 40 分

⇒ 日中 30 分と夜間 30 分の計 1 時間

17:40

18 : 00

18 : 40

2,550 + (4,020 - 2,550) × 1.25 = 4,387.5

≒ 4,387

※1 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てます。

利用時間 3 時間 30 分		
日中 1 時間	夜間 2 時間 30 分	
17:00	18 : 00	20 : 30
⇒日中 1 時間以内と夜間 2 時間 30 分の計 3 時間 30 分		
サービス開始から 3 時間以内を計算 $4,020 + (8,330 - 4,020) \times 1.25 = 9,407.5$		
3 時間超は加算分として計算 $830 \times 1.25 = 1,037.5$		
上記の 2 つを足し合わせた額が算定額となります $= 10,445$		

※早朝の算定方法は夜間の算定方法と同様です。

※その他不明点があれば、お問い合わせの上、請求をお願いします。

○ 2人介護が認められる場合

事前に2人介護が必要な場合は、申請が必要です。2人介護が認められる要件は、居宅介護等の厚生労働大臣が定める要件（下記の①～③のいずれかに該当する場合）に準じます。

①障害者等の身体的理由により1人の従事者による介護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合

③その他障害者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められている場合

2人介護が認められた場合でも、ヘルパーが運転中など1人の支援となる時間帯は、1人介護での算定とします。

7. 利用者負担額

サービス費用の1割を利用者が負担します。ただし、所得に応じて負担上限額が設定され、1ヶ月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

交通費、チケット代、入場料等に要した費用については、実費負担として利用者が事業者に直接支払うものとします。後でトラブルにならないよう、実費負担の部分については、事前に利用者と事業所で協議をお願いします。

★18歳以上の障害のある方

障害のある方本人とその配偶者の収入の状況で上限額を決定します。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般1	市町村民税課税世帯で市町村民税の所得割が16万円未満の在宅の方 ※施設入所・グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外の方	37,200円

★18歳未満の障害のある方

保護者の属する住民基本台帳上の世帯の収入の状況で上限額を決定します。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般1	市町村民税課税世帯で市町村民税の所得割が28万円未満の方	4,600円
一般2	上記以外の方	37,200円

8. サービス提供者の資格要件

以下の資格要件を備えたヘルパーが、各障害種別の方へ移動支援事業の提供ができます。

対象者の障害種別 サービス提供者の資格要件		視覚 障害	全身性 障害	知的 障害	精神 障害
平成 18 年 9 月末現在で登録のあったヘルパー		○	○	○	○
平成 18 年 10 月 以降	介護福祉士	○	○	○	○
	介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○
	ホームヘルパー (居宅介護従事者養成研修終了者、介護職員初任 者研修修了者、訪問介護員)	○	○	○	○
	同行援護従事者養成研修修了者	○	×	×	×
	看護師又は准看護師	○	○	○	○
	知的障害者ガイドヘルプ養成研修修了者	×	×	○	○
	行動援護従事者養成研修修了者 (H18～H26)	×	×	○	○
	強度行動障害支援者養成研修 (基礎及び実践研 修) 修了者 (H27～)	×	×	○	○
	精神障害者ホームヘルパー養成研修修了者	×	×	×	○
	視覚障害者移動介護従事者養成研修修了者	○	×	×	×
	重度訪問介護従事者養成研修修了者	○	○	○	○

9. 雑則

- 事故が発生した際の損害賠償責任は、事業者が負うことになりますので、保障可能な保険に加入をお願いします。
- 事業所の所有する車を利用する場合は、道路運送法による「一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等」の許可を得ていることを前提としますが、完全無償で行う場合は許可不要との回答を平成 28 年 6 月 29 日に北陸信越運輸局から得ています。詳しくは北陸信越運輸局石川運輸支局 (電話 076-208-6000) に確認ください。
 なお、有償・無償に関わらず、移動支援中に車を要する際には、利用者の安全を確保するため、①事故の時に賠償が可能な任意保険に加入すること、②目的地、運転者、車両番号の記録をお願いします。
- プール・銭湯での移動支援を行う場合は事前に「普通救命講習Ⅰ」の受講をお願いします。「普通救命講習Ⅰ」は白山野々市地域消防本部で毎月開催されています。詳しくは白山野々市広域消防本部 (電話 076-276-1119) にお問い合わせください。

10. Q&A

Q1. 通勤通学には移動支援事業を利用できますか？

- A1. 移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出は対象外となります。ただし、利用者の状況を踏まえ、訓練目的や保護者の急な入院等の場合は、3か月に限り利用を認める場合もありますので、事前にご相談ください。

Q2. 医療機関の通院は移動支援の対象になりますか？

- A2. 定期的な通院は、障害福祉サービスの居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）や介護保険のサービスを優先して利用することになります。突発的な通院は移動支援の対象となりますが、院内での介助は基本的に院内スタッフによって対応するものとなります。院内スタッフによる介助が行われない場合で、利用者の状況によって必要な介助（知的障害の方で、慣れたヘルパーがいないとパニックを起こす等）であれば、移動支援の対象となります。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいという理由では、移動支援の対象となりません。利用を希望される場合は、事前にご相談ください。

Q3. グループホーム入居中に移動支援は利用できますか？

- A3. グループホーム入居中も利用できます。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、グループホーム事業者が対応することになるため、利用できません。なお、居宅介護（通院等介助）については、月2回を限度として利用が認められる場合があります。

Q4. 入院中や施設入所中、一時帰宅した際に移動支援を利用することはできますか？

- A4. 移動支援は、在宅生活を送っている方の社会生活上必要不可欠な外出の支援を行うものであるため、原則として利用できません。ただし、外泊中や一時帰宅などの際、やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではありません。事前に市にご相談ください。

Q5. 1回のサービス利用時間に制限はありますか？

- A5. 1日の範囲内で用務を終えるものとし、時間制限は設けていません。しかし、利用者の体力面やヘルパーの勤務時間などを考慮し、適切な範囲での利用をお願いします。

Q6. 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

- A6. 複数の目的地への移動の制限はありません。ただし、一連の外出の中で1箇所でも移動支援の対象にならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象外となります。

A7. 移動支援事業は目的地に行くまでの行程における支援が主な目的です。ヘルパーが自ら運転する時間は、常時利用者の支援ができる状態ではないため、算定の対象外となります。活動記録簿の備考欄に運転時間を記載してください。なお、他の名目でも料金徴収があるなど、完全無償と認められない場合は「一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等」の許可が必要となります。詳しくは北陸信越運輸局石川運輸支局（電話 076-208-6000）にご確認ください。

10：00 から 12：00 までの 2 時間利用。ヘルパー運転による移動の 30 分を引いた時間が利用時間になります。算定時間は 1 時間 30 分です。

外出準備	車移動	目的地での介助	車移動	乗降介助等
10:00	10:10	↑	10:25	
算定対象外				
			↑	
			11:35	11:50
			算定対象外	
				12:00

A8. 移動支援の対象になるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、排泄等の介助や危険回避のために必要な支援を行った場合です。プールの中でも移動支援の対象となる支援を行っている間は算定の対象となりますが、支援が行われていない時間は算定の対象となりません。プールへの移動支援を希望される場合は、事前に市にご相談ください。

A9. 食事中に支援が必要な場合は対象となりますが、ヘルパーが実際に食事を取っている時間は必要な支援が行えないと考えられるため、その時間は算定時間から差し引くこととなります。

A10. 学校行事で外出する際は、授業の一環であり学校で対応すべきものであるため、対象となりません。

A11. 移動支援事業所等（運営法人を含む）が主催する行事等については、主催者側が受け入れ体制を整えるべきものであるため、原則として移動支援の対象となりません。

A12. 支給決定に際して、年齢制限は設けていませんが、移動支援は障害者・障害児に対する外出支援を目的としており、保護者等の休息を目的としたものではありません。未就学児等で、障害の有無に関わらず単独での外出が見込まれないものについては、原則移動支援の対象となりません。年齢による入場制限の設けられている施設では、単独での利用が可能な年齢に達していない場合、本来保護者が同行すべきであると考え

られるため、移動支援の対象となりません。

Q13. グループ支援と個別支援を併用することはできますか？

A13. グループ支援と個別支援の併用は可能です。しかし、一連の流れでの請求となるため、グループ支援での請求となります。

Q14. 2人介護を認められている利用者に対してグループ支援は認められますか？

A14. 2人介護を認めている利用者については、2人介護でなければ安全等が確保できないことを理由に利用を認めています。通常、グループ支援では安全面が確保できないと想定されるため、グループ支援は認められません。移乗等のみ2人介護で他の時間にグループ支援を行いたいなど個別の事情があれば、事前に市にご相談ください。

Q15. トイレのため行程の途中で事業所に寄ることはできますか？

A15. 基本的に事業所を目的地とする移動支援は認められません。しかし、トイレのため事業所等に一時的に立ち寄ることは可能です。そのためには、目的地までの移動の途中であることを明確にする必要があります。他の目的地がない場合は、移動支援の対象となりません。

Q16. 支給決定を受けていませんが、移動支援を利用しました。申請すれば、以前に使った移動支援も支給の対象になりますか？

A16. 支給決定を受けた後の移動支援が対象となります。そのため、支給決定前の利用は対象となりません。移動支援を利用前に申請、支給決定を受けてください。

Q. 17 毎日、移動支援を利用して外出したいのですが、利用はできますか？

A. 17 移動支援は「社会生活上必要不可欠な外出」または「余暇活動等社会参加のための外出」が対象です。毎日の利用は、通年かつ長期にわたる外出に該当します。外出目的を明確にし、利用をお願いします。訓練等の利用であれば、3か月程度に限り毎日の利用を認める場合があります。ご不明な点があれば、事前に市にご相談ください。

Q. 18 出発前の身体介護が30分以上かかります。移動支援の利用は可能ですか。

A. 18 移動支援では居宅介護（通院等介助）と同じく、外出に直接関連する身体介護は30分未満を想定しています。個々の事情により支援内容については検討が必要と思われるので、出発前後の支援に30分以上かかる場合には、事前に市にご相談ください。

11. その他

※請求書は毎月 10 日（必着）までに野々市市役所福祉総務課まで提出をお願いします。

遅れる場合や過誤がある場合等は事前に連絡をお願いします。

※支援に関する疑問等があれば、活動を行う前にご連絡ください。

※事故等が起こった場合には、早急に事故報告書の提出をお願いします。